平成２７年（フ）第１８１号
栃木県宇都宮市昭和２丁目４番８号　昭和コーポ201号室、前住所栃木県宇都宮市桜１丁目３番10号　桜グリーンヒル301号
債務者　簇野　蛍一
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８２号
栃木県宇都宮市砥上町412番地、前住所栃木県宇都宮市新里町丙22番地６
債務者　橋本　典久
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２１３号
東京都大田区北馬込１丁目１―14―203
債務者　田島　利子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２２３号
東京都江戸川区平井３丁目16―５　鈴木荘
債務者　長澤　健二
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２２４号
東京都練馬区貫井２丁目５―３―104
債務者　藤原　幸代
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２３０号
東京都葛飾区堀切４丁目57―15―201
債務者　大島世志弘こと　李　　世弘
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２３９号
東京都清瀬市元町２丁目23―29　スペーシア元町Ⅱ103号室
債務者　倉持　俊夫
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２４４号
東京都足立区大谷田１丁目43―16―201
債務者　高野　議史
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２４７号
東京都世田谷区赤堤３丁目12―５―201
債務者　松田　達哉
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２４８号
東京都板橋区大谷口１丁目32―４―105
債務者　藤田　文則
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２４９号
東京都小平市大沼町７丁目１―４―301
債務者　柴田　昭子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２５２号
東京都大田区西糀谷３丁目14―５―102
債務者　中島　翔也
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２５８号
東京都調布市布田４丁目30―５―507
債務者　氏家利基男
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２６１号
東京都葛飾区立石４丁目33―７―307
債務者　河内　詠子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２６３号
千葉県船橋市行田３丁目18―２―306
債務者　田中　恵美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２６４号
東京都新宿区百人町１丁目４―23―103
債務者　宍戸　智美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部